



西洋事情 全

大槻文庫

洋学文庫
文庫8
A 222



國政

○政界已して文明の政治と云ふ者ハ左の六ヶ条を準備せ

第一條

任事

國民各其所爲を爲す代に法律に整齊符せしむるを云ふ

第二條

的確

國民法を犯して不爲の患あるを云ふ

第三條

信教

宗門を信して國を云ふ



教養

第11条

人材を育むるを旨とす

形伴を幸福

第12条

民人僻室の愚あきを去る

第13条

文学技術

○政治の形あり

第14条

「モナルキ」

君を立て律を定めて政府の命を以て号令せらるるを旨とす

第15条

「レポブリキ」

門地失儀を降せしを人望の属正而者を立てて長とあてを云ふ

所謂分府政治あり

第16条

「アリストクラシ」

四内多貴の人を集めて政治を為すを旨とす

「アウトクラシ」

立君独裁の天子を唯一人の天子にして号令せらるるを旨とす

英の四政ハ第一云政治は梯の四第一第二第三を兼用せらるるあり血統の四王を立て宰相プリンス以下老臣数人を任し王命を奉りて

予を以て昂ち「モナルキ」あり右の如く政府にて寧ろ老臣を議を
と雖也之を施行せらるるを以て必ず之を議事院よりして可成
議を以て議事院を「パルリメント」と名く議事院の門を上下二院に分ち上院
ハ「ハウス」の議事院大抵六百名官「カニセル」と云ふ下院伯「パブル」の
ハ「パブル」の官を賜ふことあり殊に僧官議事院にて各門議ありと記す等皆其の人の
を多福を授け但し世福あり僧官之より参ら
本集て回車を議を昂ち「アリストック」あり下院「ハウス」の議事
官ハ六百六十名官を「スローク」云々四内人聖の属せる者を撰挙
一四氏子代て政事を議するものあり昂ち「ロバート」にあり但し下院
の議事官を撰挙するものあり人を不諱唯人聖の属せる者をとせ
と最貧人は撰挙するものあり人を不諱唯一軍の家税十割に上英國貨幣の
三割あり昂ち以上を以て者を限ると撰挙の法下院の議事官は六百あり

と此の政府より吏人を以て四日の諸邦よりて其人を撰む其人を集めて人
を以て下院の議事官とせんとは議院の何と同し其間中毎に一人を撰む
之より對人撰挙する同意を以てるものとせり此の如く數人の名を以て一人より
對一人を撰ぶものと最貧者なるものを五名あり上院の議事官ハ皆政府の
者を以て命令も但し一議事官ハ兩院とも都て俸給あり一唯上院の
「カニセル」下院の「スローク」は政府より極をよむ
○右の如く第一政府第二上院第三下院之句昂ち「四政を以て一軍一必を以て
而の政を以てるものとせり又之句の如く議事院は區別あり一を「リベラル」と云
古法を以て草して附呈し後上院とを以て「コンセルワテ」云々古法を以て
て四件を以てるものとせり一を「インデペンデント」と云右の如く議事を折衷する
を以てはの如く之議事を以てて政府の偏頗を防ぐなり下院の議事官を撰挙

日以内の各部に在りて毎歳一月より一月の間に官府に在りて事を
被る平日的に政府より俸給あり唯政府に在る間一日に五リク（カレンシ）ハ
（カレンシ）ハ 被るに在りて

○ 李海生に上院の改申官百二十人下院の改申官三百人あり○ 荷蘭
に上院の改申官百十人下院の改申官七十二人上院にも下院にも
人あり政府より毎年俸給二千リク（リク）ハ
（リク）ハ 被るに在りて

○ 英國法律の寛裕なるに政界に冠する四人の國を出て市四人の西より
皆絶てを出入せむに罪人いたし重罪の者とりとも人を刑するの事にて罪
親屬に及ぶに謀反者の罪に家財を没入する事あり又罪人を捕るとも其

刑に及ぶに必ずしもを依てざる也一罪人の朋友官に訴へ其者平生の所業を
述べて罪を免る事あり其罪人の友人官に訴へ其者平生の所業を
の所業に及ぶに謀反者の罪に家財を没入する事あり又罪人を捕るとも其
の者多しといふ事ありとあり一若し強て之を強むると其罪人の平生の
役を能く之を申伏せしめ其罪人を刑する事あり○ 刑法の事知て英國の政
治に寛裕を乞ふ一人は自ら其意を任して事を為す事ありとあり士農工
商の間は定規ありたと今日位にて士農工より士農工過さされハ昨日
政治にて高貴とある事あり其者一士農工を撰ぶ事も佛蘭西に在る事あり
下は其身一人あり一人は必ず士農工に役せざるを定むる事ありとあり英國は
必ずしも唯人の意を任して事をする事あり其者を撰ぶ事ありとあり其
士農工の事ありとあり其者を撰ぶ事ありとあり其者を撰ぶ事ありとあり

法
ありぬは政愛巴諸邦におきて人皆英の法を便利と爲し一家を授け本位を
而るは益多く人口も増加せり

○法律の寛裕あるより生陰禁中又かゝるは英國の法を西人ハ生陰を問は
四回より一人たる事を行はしむ令生中四より六罪あるものと英英國の法を
犯さざれば罪人の申すよりありて之を揮る申を許さぬ故に政愛巴諸邦ありて
悪事を犯せざるもの皆其よりありて生陰を問はれ法邦の悪好四より福徳一四
倍を授けらるゝとあり又英國ハ夫婦の縁あり一人を論せしめ婦女とあり又乳
婦を養ひ婦家を爲せしむ子施て法禁ありぬは四回貧人ハ國より或令
を論る爲めありは自初より好んで婦女たる者あり其母ハ徳一花街子出
者あり親戚府中婦女の數十名より夜間ハ市街を徘徊し住居の人々
顧みざるを以愧位あり

○英國ハ多年の亂ありぬは一定して善業せしむ令必も信じて欺偽あり中
高社の法も一官舎社を建れ絶て廟壇田園を多しあり此を以て人を以る
國法信持て安んずる善業を爲し現令佛多西帝も所者の令を
英の律紳子視りと云是より英國政治は確的ある一體あり

○近年亦英政府より「プロテスタント」宗門を奉へ一時ハ國田を令せり他宗を
禁めて悉く「カソリック」に改めしむ一人多し「カトリック」宗門を奉
へて政府の令に服せし國て布令せり宗門ハ人の意を任せて之れを以て
政府に「カソリック」を許せし人とは其意あるなり或ハ「カソリック」を許し
の旨を達せし或ハ他家の教所を損傷して「カソリック」の教所を大儀に
ありし等事もこれハ人心を度ふると多し且近年ハ法を達して國政を圓満
大臣「カソリック」宗門の人よりあるに才使するものも亦も授けざる事少し

定たり是等の子細を流弊を去るべきにあり

○英國の海軍の概況
英國の海軍は、近年ますます盛んとなり、其の規模も亦大に増大せり。其の概況を略述すれば、英國の海軍は、現在にして、世界に於ける最も強大なる海軍と稱せらる。其の艦隊は、現在にして、約百隻あり、其の噸位も亦大に増大せり。其の艦隊は、現在にして、約百隻あり、其の噸位も亦大に増大せり。其の艦隊は、現在にして、約百隻あり、其の噸位も亦大に増大せり。

○英國の海軍の概況
英國の海軍は、近年ますます盛んとなり、其の規模も亦大に増大せり。其の概況を略述すれば、英國の海軍は、現在にして、世界に於ける最も強大なる海軍と稱せらる。其の艦隊は、現在にして、約百隻あり、其の噸位も亦大に増大せり。其の艦隊は、現在にして、約百隻あり、其の噸位も亦大に増大せり。

租税の概況
英國の租税は、近年ますます増大せり。其の概況を略述すれば、英國の租税は、現在にして、世界に於ける最も多量なる租税と稱せらる。其の租税は、現在にして、約百億あり、其の増大も亦大に増大せり。

○英國の租税の概況
英國の租税は、近年ますます増大せり。其の概況を略述すれば、英國の租税は、現在にして、世界に於ける最も多量なる租税と稱せらる。其の租税は、現在にして、約百億あり、其の増大も亦大に増大せり。其の租税は、現在にして、約百億あり、其の増大も亦大に増大せり。

○英國一歳の入税大抵七百五十万ポンド止右の内
二千四百萬ポンド止

二千四百萬ポンド止

入港税

内國產物の税

但し英國の產物に對しては、租税を出さず、其の税は、均等に課せらる。其の税は、均等に課せらる。其の税は、均等に課せらる。其の税は、均等に課せらる。

八百四十万ポンド

陸軍費

地を貸借し或は買収するに於て陸軍を以て互に約束するものあれば必ず
政府の命を押して禮とあるは陸軍を以て礼と記し得るなり許証ありと云ふ
政府より裁判せしむるに押さしめて私に約條をなす時政府より
陸軍中の命令を以て信託とす

百十四万ポンド

地稅

英國の法は地稅を唯一唯々土地の廣狭を以て稅を定む故に都下田舎とも
地稅の法は區別あり一收稅の法は單に入十分の一を以て規則とを例へん分十
或は田舎に二區の地あり之を賣買するに價千ポンド之を他人に貸せば地代は
土地の半價百分の之に昂ち三四十ポンドを地代に法は政府へ收むる二分六
昂ち三四十ポンドの二分五あり右に土地を他人に貸すと地代は收むる二分一

自らの土地を建て或は自ら耕作他者に政府より使人を以て土地
を査定し一人に賃し一筆に收むるに命令を設けしを二分一を政府へ收む
る稅とす

千四百萬ポンド

商稅

英國の商賣は何等の事も限りに高買し利を得る者は一軍の入り二分一を
政府に收むる他高買の之を以て高稅を以て和國に貿易し或は和國に貸
家を他者に貸す者も百分の二の稅を收む又馬を飼ひたる個人も
所持の馬等又定限の稅あり

四百萬ポンド

海軍費

改定巴亞希利加又亞細亞^非利加の諸國にも海軍の稅は全く政府に屬し又
して商人に海軍に於てあるものあり故に和國へも此の稅を以て海軍に屬すものとす

箱を送るハ初ニ此處を由ルモ必政府の規程を由ルモ法政府より
我邦と名付ケル紙幣を他邦定限の價にて賣付人皆之を買ハシ直リ
亦箱を送ルときハ此の遠近ハ長ハ各種の規程を由ルモ箱の價より
佛邦に投じられハ直ニ是邦に運入シ此箱と稱するものとハ所謂ル我邦
の箱を賣付て其邦大抵市中一町毎箱を賣付す出せざるありハ其箱
を投一洲集ルハ同吋之を法政府に送付但一此規程ハ此邦政府の規
程より屬する者なり其箱を送付ハ政府より賣付○現今吾邦中此
佛邦の種類二千四百あり各同其規程の條約を経て双方の便を爲し
此佛より英邦箱を送付者ハ佛に價ハシニユーズの内紙幣を用也佛の
佛邦より我邦の港に送付ハ佛の政府ハ此ニユーズを賣付り港より
英國の法政府に先莫の政府よりニユーズを賣付り合テ六ニユーズよりハ

ニユーズより古よりス引キ強リニユーズ之を運送の價ともぬ佛英の國に
これハ我邦貨物分の之ハ兩政府に由りあり○若し紙幣を送付ハ
先佛にこれハ先よりハ此箱一信を佛に○此箱ハ此箱の重さと此の遠近
にて定む其先ハ英國内のもれハ此の遠近ハ此箱の重さと此の遠近
狀の重さとオンス等此箱一信一あり此箱一信二信三の紙幣一紙を佛に
賣付一オンス以下ハ貨二ニユーズを佛に○此箱ハ價よりて色を分り合テ佛
の紙幣の色とを便を証す

- 第一灰色の紙幣價一ニユーズハ是ハ此箱此箱を賣付られモ此邦府中此箱
- 一此箱を賣付佛國の法政府に送付ハ二紙を佛に賣付此箱を賣付ハ此
紙幣一枚を佛軍紙一枚送付一
- 第二綠色の紙幣一枚賣付られモ此箱を賣付られモ價二ニユーズハ是邦府中

○ 第三國の債権は送金より二枚を由り

○ 第三黄色を以て巴比倫内子身起の引当を以て送金より十サシテム

○ 第四黄色を以て引当四シテム昂ち二十サシテム佛國內の債権は送金より

用也

○ 第五黄色を以て引当ハシエズ昂ち二十サシテム佛より英國其他改羅世語國へ

送金より引当但一和國への引当は引当條約の五枚引当を以て同一の引

としとも大抵ハシエス内和あり

○ 第六紅色を以て引当十六シエズ改羅世語國へ送金より引当但一和國

より引当二十ガラム内和ありは引当を以てあり支那日本等市細重法

四へ送金より引当一和國を以て引当を以てあり

右の如く政府の債務等ありて引当とあり共計七千三百カホソ下

の如く

一歳の國費も大抵歳入と同一千八百万十年の國費は七千五百万カホソ金にて歳

入より多きありと二百カホソとありとしは歳出の第一は海陸軍費用あり陸軍

の費用千五百万カホソ海軍の費用千四百カホソ其他國內にて軍務は關係

とる役人の給料等七百五十カホソ金と千五百万カホソ昂ち歳入の半は武

用は供出あり第一二を以て政府通債は利息とその他四政府運上は役人後

張五三方役人花柳場抽り役人の給料等あり四王リチ王屬の自用費を全

て四十カホソ許とあり女子の自用費は二十八万五カホソを限りとせ

改羅世語邦にて四王并王屬の自用費は各々四の大小子にて定限あり佛帝の自用費は四百
カホソナクあり第一四王を以て送金より引当を以てあり費用ありとあり引当を廢せしは

○ 太平の時八歳入歳出大抵平均せられし第一引当を以て引当の費用あり時左

四内子令を以て政府より國人の金を借る但一令を以てとしは送金を出さしむる時

あるに唯々人の善き位せ出さるとを好まざるあり捨て聞かれ右政府の借金を引
上。オースター^ト上^{債の類}と名く欧羅巴諸邦に亦利加ても政府の通債はさ
りあり莫四までハ古来の通債漸増加ハ八億九千四百万ポンドとあり或れ
張一年百分の三まで二千六百万ポンドあり政府は毎年生利金の三を拂て
元金を返さハ善い補あり四人も市況で元金を返さるとを求れハ政府
の善きを拂つ者ハ政府より元金を返さるを得されとも毎年百分の三の
利限をあるか如し恰も元金を拂つと云ふふるとあり一故に其善きハ四甲
まで其買買ハ元金の代用とありと然るに因ハ其とも其國の政行食
又利限の多善き中ハ自か善きの特便ありて各四國ハ其も政府
より年必も利限を拂ひ時としてハ元金を返さる時ハ善きの時侯自
先ハ政府食利て因より元金を返さる毎年の利限も十分ハ其ふると然ハ

さるの如く政府は利を拂ひ元金を返さると其とも其國の政行食
善き一昔より政府の通債食く漸進たる西ありハ善きの便自か但ハ
凡ハ二三例を挙ぐ

英吉利

通債八億九千四百万ポンド

利限百分の三

通債善きの便九十三
補償片あるの善きあるハ其買買して九百三十五とあり

佛古西

通債九十二億二千九百万ポンド

利限百分の三

通債善きの便七十

荷 京

通債十億の三千六百万ギニルテン

利限百分の四

通債券者の便百の益草までハ券者の便本より先一を放利
も他四より先く且政府より時々元紙を返一五番通債前れたる
ありハありの年々も元令七百万を返一たりと

魯西

通債十六億二千カール

利紙百分の二

通債券者の便七十

葡萄牙

通債のる其の多めり

利紙百分の二

通債券者の便四十六

伊斯巴尼

通債のる大抵英國三分の一

利紙百分の二

通債券者の便

邦ちの各の券者を通債券者ハあり伊新巴尼
政治の地多しとあり

紙幣

紙幣ハ歐羅巴各國皆之あり但一吾便ハドル或ハ而トル
バンクノト紙幣と名付紙幣と唱る者ハ便一ドルニドル位まで市井
の賣買に用ゐる者あり佛英等ハ紙幣あり唯ハ銀行ノトの
紙幣及自取ハ官の紙幣より出づ紙幣ハ官より紙幣及自取ハ官の紙幣を
由る規則あれども一法ありて必一と丈夫の元金をくして紙幣
を出さ一を法國ハ官より印圖の人までも令を授けて利を収め
者あれハ官の紙幣元金を紙幣にて百分の利を拂ひ令を授けたる
元令を紙幣と紙幣ハ即時之を返せば一令を返すハ官の利是を拂
とり出入の多限として元令四百分の一を紙幣と紙幣又紙幣を

おて金を借入人と決まる者は預甲より之を貸さし利是も大體取り合
の利是も同一なり政府預金の法なり又商人も預金を設けし金を
を借さし生活に政府預金と同じ唯預金を所ハ商人の預金より出る
多秋ハ生活者人の意よりして若之を多分出とを法より用ゆるを以す
政府預金の多秋ハ如くも令り預金と同じ様にして回りの人民通利を拒
むふとを以て

一 商社

英名ニムニールトシテ蘭語マートシカッペトシテ改羅巴也ト高貴を名
まに七年巨大にして一商人して企る所と決まらば或ハ十人社中を以て
其の多秋を以て是を商社と名く既し商社を以てハアクレモンとシテ多秋
を以て金を集むる生活者所の高貴の仕組入年の多秋も令年の割合也

一 商社ハ諸般世間ニ布告一右多秋を以て例ハ商買の元々一百万兩入用あれは秋
百万兩を以て一枚の價一兩と定む自由他國の人は相分は秋を以て若し高
秋より年々其の割合を以て抑ひ且其商買無事にして入利多ければ右を以て集
め是の年別秋の割合を以て約束あり然れども若し高秋を以て連年令金を集
めんと欲せりと此ハ定價を以て多秋を以て歩或ハ之歩以て歩ふ所とあり又
秋を以て多秋ハ高秋より之令金を以て返さるる所とあり若し一財を以て令金を
集めんと欲せりと世間を以て多秋を以て歩一且其商買より無事一一年に
定り割合の年別秋の割合を以て約束あり然れども若し高秋を以て連年令金を集
めんと欲せりと世間を以て多秋を以て歩一且其商買より無事一一年に
高秋を以て多秋ハ政府より告る所を以て約束あり然れども若し高秋を以て連年令金を集
めんと欲せりと世間を以て多秋を以て歩一且其商買より無事一一年に

今の為に任せ兵卒万部を好むよの奉て用い好されに捨て聞はるに兵卒
とあるものも極役の卒限あり——兵卒を益而不の政に用して大あるを定て
は子賊食し口を定て領給をちを衣服飲食皆官より出せ申子（一〇一）二（二）三（三）四（四）五（五）六（六）七（七）八（八）九（九）十（十）十一（十一）十二（十二）十三（十三）十四（十四）十五（十五）十六（十六）十七（十七）十八（十八）十九（十九）二十（二十）二十一（二十一）二十二（二十二）二十三（二十三）二十四（二十四）二十五（二十五）二十六（二十六）二十七（二十七）二十八（二十八）二十九（二十九）三十（三十）三十一（三十一）三十二（三十二）三十三（三十三）三十四（三十四）三十五（三十五）三十六（三十六）三十七（三十七）三十八（三十八）三十九（三十九）四十（四十）四十一（四十一）四十二（四十二）四十三（四十三）四十四（四十四）四十五（四十五）四十六（四十六）四十七（四十七）四十八（四十八）四十九（四十九）五十（五十）五十一（五十一）五十二（五十二）五十三（五十三）五十四（五十四）五十五（五十五）五十六（五十六）五十七（五十七）五十八（五十八）五十九（五十九）六十（六十）六十一（六十一）六十二（六十二）六十三（六十三）六十四（六十四）六十五（六十五）六十六（六十六）六十七（六十七）六十八（六十八）六十九（六十九）七十（七十）七十一（七十一）七十二（七十二）七十三（七十三）七十四（七十四）七十五（七十五）七十六（七十六）七十七（七十七）七十八（七十八）七十九（七十九）八十（八十）八十一（八十一）八十二（八十二）八十三（八十三）八十四（八十四）八十五（八十五）八十六（八十六）八十七（八十七）八十八（八十八）八十九（八十九）九十（九十）九十一（九十一）九十二（九十二）九十三（九十三）九十四（九十四）九十五（九十五）九十六（九十六）九十七（九十七）九十八（九十八）九十九（九十九）百（百）
よあるの給料をとりよ

○英回海軍の盛あるに方今世界第一なり軍艦大七百隻諸方子布在し海
軍所依の地方を獲衛を印に地方子備軍艦六大型二三年毎子一を布回
子帰て士官兵卒とも陸子為多あり三月又他軍艦も亦て申子出を海軍
兵卒の數六大型陸軍の五倍あり若し海軍子事ありて兵數たふされ九
械子回内の人を養ひあるはこれに回内の人を隔せを男子の強壯を以て食
糧をふよを捕へ活て海軍卒とあり船子亦て海軍子送て觀を——い之を
「アレブスガニク」と名くは活甚い果をふられたり此とも古来英國の國勢まで

船子亦て回内は此に五——て兵卒とありよく敵と戦ふなり

英子「フオクニテール」と稱する兵ありは兵に政府より命する者ありは府
中の人民を回を為る後をふ強き志あり産業の暇を集て軍隊操練を以ては
中學者或は医者若て初に兵法を教ふる者を推して士將と名り指揮は兵
子ハ唯衣服器を官よりふのこもて給料あり——故に師ありのときも既或子
成きたる事より起りたるの師ありて流人政府の一所あり極せこれ一人も起て
師子出る者あり——政府より活て之を出する能はればの如き兵卒詔を初
は二十万人あり

○佛東西の兵備兵二十万若し一軍ありは五十万とあるありとある兵卒を奉るは
回内の人民は賊貪富子相する官營あり者年二十歳とあれハ兵卒子の操は是
せざるを好きて兵卒とあれハ七年の召使せざるを法とに極れとも回内二十歳

○男子皆兵卒たる者にあらば毎歲政府より兵卒の欠数を圓中子券券は四の
 多額まで年二十歳の男子を多く集めて閣をなす一閣閣子苗れる者を以て政府
 より出せし御れにもは閣の數に依り年政府まで入用の人欠よりも多し一是故に男子は閣
 子苗る後苗る夜の検査を以て初て兵卒とあれはあり第一の検査は政府より
 多く閣子苗るものを集めて是れは閣の根を固ふこと一老父母有りて見かねり
 又ハ少く父母を喪ふ者あり者る者之を免して第二検査福体にて骨
 格を視る牙体中疑あり或ハ老病あり者之を免し右苗る日の検査を以て
 者も兵卒とあまらぬ子初て御を以て一も人欠は兵卒入用の數より多し
 するを以て右の如く是の事なすり次に検査を以て閣障あり者ハ皆兵卒
 多し一は法別あれども其人の親屬或ハ高天買の子或ハ職人ハ別子注計あり
 之ハ固より兵卒たるを好まらば是れは閣子苗る検査を以て命令を出せ

之を賤し一は價ハ年々差ふる所の事欠及び賤を出せ者の多寡を以て
 一は其も凡そ五面フエリより千八百エリありは金を政府に収め代人を若て
 兵卒の金欠を備ふ大抵は代人とある者其以前より兵卒とありて七年の期
 を終りて又金を以て尚七年間役せし人と知ふものありは若し凡右賤令の中
 多を以て役せしもの佛西兵卒の終科ハ等級を以て固くは
 凡一四子付十「ス」ニ「ス」を以てしより拾子止あり兵卒たるハ男子は十
 五歳を以ては職年まで應に被ふもの或ハ長く兵卒とありてすくは而を
 終らざる者ハ老兵院に入れては終身を以てし一院に入らんとを好まされは
 之ハフエリクを以てし其の或役子ある年限あり一老後節を以ては
 平生終科の半を以てす

○老病者の歩兵隊七十三「ロ」デメントあり一「ロ」デメントを三「ロ」タイロに合つ歩兵十

騎兵隊一「アリガート」昂ニコロメント千二百騎
右を後陣とせん

大砲隊一「アリガート」昂ち「アブタイロ」内一「アブタイロ」ハ騎砲隊あり
極小熱敵大砲九十九門馬千八百九十九人負人千八百人

此外

若堡歩卒百六十人「二隊」是ハ若堡ヲ守ル大砲を放つ者あり

「ハヨ子」此隊一「バタイロ」八百人「アムバクニー」ハ分てり「ハエ匠」兵あり

「ライフル」隊一「バタイロ」五百人「アムバクニー」ハ分てり

輸糧兵一「バタイロ」三百人「アムバクニー」ハ分てり

右「アルニー」コルプ区を惣轄する騎軍一「コモドール」ハ「アムバクニー」ハ分てり
左を隊き「アムバクニー」ハ分てり
右「アルニー」コルプ区を惣轄する騎軍一「コモドール」ハ「アムバクニー」ハ分てり
左を隊き「アムバクニー」ハ分てり

四千あり

一「ロジメント」ハ醫師方人惣之役三人「アムバクニー」ハ醫師二人惣之役三人の割
合あり

士を隊ひ兵卒一「アムバクニー」の給料たのめ

コモドール「バタイロ」チーフ 一万二千ターレル 「アムバクニー」ハ分てり

デロシヨンのコモドール 六百

コモドール「アリガート」の 三千

レデメントのコモドール 二千二百

バタイロンのコモドール「マヨール」 一千八百

コムバクニーのコモドール「カピタン」 一千二百

一「アムバクニー」ロイテナント 四百

二等目

外科醫

兵卒中の役人

騎馬兵

歩卒

三百

五月
九ターレル

日
四ターレル

日
四ターレル

日
三ターレル

字漏生まで兵卒を挙る法ハ男子年二十歳より老ハ士農工商を同列官第
ある者ハ老くして兵卒と為一之十年の間使役を但一性質虚弱ある者
と多病ある者ハ之を許せ又老父ある者ハ兄弟の中一人を許して父母を養
ハ一も兵卒ならん之十年を限とせしむも自らの婦人て兵卒ならん年已
十歳迄を限とせ又二十歳より兵卒ならんを許すとすとも賧令を出し
役を逃るを許さぬ令四の老弱兵三十二万人と居るあると記叙はる

時ハ四中の男子皆當て兵卒たり一軍ありし中其の兵を以て一とす老
兵を以てハ大校師並西子同

○ 行方定めて兵卒を挙る法及ハ洋隊の法も男は漏生子同

○ 魯西亞の老弱兵七十五万兵卒を定むに定たる法伴あり一男子年十八歳より

兵卒たるを以て令の意に任せ兵卒ならんと欲する者をして以て用むるあり
但一兵卒と為るハ十の十年間役あり其の法を以てハ兵卒の年限由
二千の年たり一ハ視「アレキサンデル」帝よりして法を改定十の年とありたり

○ 魯の海軍ハ近口衝く盛あり政府も海軍ハ最も意を用ひるを以て
に母は士官の子を授けしハ自合より其費を出せとも海軍士官の子ハ年
七歳より其後子ハ年ハ政府より二百五十「ターレル」を以て女子ハ年十
歳より十八歳まで其の法ハ年毎「ターレル」を以て其の嫁の入費とす

是令々特恵あり四年始々々法を立たりと云ふ

学校

歐羅巴諸邦にて郡府ハ国より村邑子孫迄も学校ヲラサル所ナレバ学校ハ政府ヨリ
選テ教師ニ捧給フ專ユテ人ヲ教テ育テ或ハ平人ニテ社中ヲ結テ学校ヲ選テ
教授スル者アリ此法英國ニ最モ多シ人生テ六^七歳男女皆学校ニ入ル或ハ校ニ止宿スル者アリ或
ハ客ニ眠食シ毎日校ニ行ク者アリ初テ入ル学校ヲコレトスクレト云初歩学校
ノ義ニテ此処ニテハ先ツ文ヲ学ビテ例クシテ自國ノ歴史地理算術天文
心算理學ノ初歩詩^二画^三音^四樂^五等ヲ学フ此ノ如クスコト七八歳諸學漸ク熟
シ又大ニ入ル此ノ学校ニテモ学科以前トハ異ナラストイハレ稍々高上ノ教
ヲ受ク且此処ニテハ益ク諸科ヲ学バズ者其志スルノ二科ヲ研ブ或ハ
醫クコニ入り兵家ヲラント欲スル者ハ其學校ニ入り醫師ヲラント欲スル者ハ医
學校ニ入り商人ヲラント欲スルモノハ商學校ニ入ル者アリ此ノ如ク古七^七歳ヨリ

二十歳ヲ成業ノ年終トス古ハ大小学校ニ入ル一般ノ順序ナレトモ或ハ一男ノ学
校ニテ大小相兼ル者アリ龍島^{府中最大ナル}甲^{ノ如キハ学}キニグスコレ^ニ止ル
止五百人余リアリテ樓上ハ大ニ学校ノ教ヲ授ケ樓下ハ小ニ学校ノ教ヲ授ク○
毎日教ヲ授ルハ朝九時ヨリ始リ午十二時ニ終リ中食レ午時九時ヨリ
始リ夕五時ニ終リ七日毎ニ一日休業ニ止宿スル者皆家ニ帰ル学校
ノ法ハ最モ歳正ナリ教授ノ間笑謔スルヲ許サス法ヲ犯ス者ハ罰アリ然レモ問
時ハ随意ニ遊戯スルヲ許ス是ノ為メ学校ニ遊園アリテ花木ヲ植エ又園
中ニ柱楷ヲ立テ繩ヲ張ル等ノ設^テナレテ学童ヲシテ柱ニ攀リ楷ヲ上リ或
繩枝ヲナレテ身体ヲ運動セシメテ徒^ノ為メニス○一歳ノ学費ハ各四大同
小異但^レ荷蘭ニテハ凡^ノ学生ノ費用一年六百^ノギルデシヨリ千二百^ノギルデシ
佛蘭西ニテハ七百^ノギラニシヨリ二千^ノギラニシト云又魯西臣ニテ聞知ハ学校ニ取

食スル者ニ歳ノ学費五百^ノギルニシ朝学校ニ行キ午時一度校ニテ食レ日暮
家ニ帰ル者ハ三百^ノギルニシ全ク通ルノ学生ニテ家ニ眠食スルモノハ百二十^ノギルニシ
ナリト○又貧人ノ学費人ヲ出シテ其ノ子ヲ教ルコト能ハサルモノハ一種ノ学校アリテ
全ク学費ナク教ヲ受クヘシ荷蘭^ニテハ此学校ヲ「スタウト」スクールト云其
費ハ四^ノ中歳校ノ内ヨリ出ツ^ノ歳校ヨリ出ス費ハ用ハ学校ノニアラズ四中ニ橋ヲ架シ道ヲ
造リ或ハ製人遊教ノ為メニ郡府中ニ園ヲ設ケる等其費用
皆此校ヨリ出ス故ニ毎歳校ヲ初ルハ政府ヨリ他ルハ定額ノ外四中一般ノ為メノ校トシテ別府ノ高
ヲ出ス右四中一般ノ子ナリ長歳ヲ「ロビ」ケメニストルト云フ其ニハ此ヲ「ロビ」ト云テ本邦ノ官ニ
於テハハ府郡ナレハ町奉行田舎ナレハ名主庄屋ノ教ナリ英國ニモ以類ノ学校アレトモ多クハ
古ヨリ有志ノ人中ヲ得ヒテ自ラ金ヲ出シ或ハ四中ノ富貴ノ人ニ説キ金ヲ集メテ
学校ヲ建テ貧人ノ為ニル者アリ又或ハヨリ常ノ学校ニテモ富者ニハ学費人ヲ
出サレテ貧者ニハ是ヲ色ルニ学校アリ魯西臣ニテハ貧ニシテ子ヲ教ルコト能ハサル
者アレハ政府ノ学校ニ入レ衣服飲食等ヲ政府ノ出費人ニテ学校ニ止宿スルヲ許

ス但レ此ノ如クシテ学業成ル者ハ成業ノ後十年ノ間勉勵ノ勤ニテモ政府ノ令ニ從ヒ役セラレサルヲ得ス若シ少年ヨリ自分ノ出費人ニテ業ヲナセル者ナレハ從令政府ノ令アリトイヘニ其勤役意ニ適セサレハ之ヲ拒ムヲ得○改羅巴ニテ文学ノ盛ナルハ幸漏生ヲ第一トス全國內ノ人民大但字ヲ知ラサル者ナレ則林府ニ獄屋ニモ学校ヲ設ケ一週間ニ度罪人ヲ出シテ教授ス他ハ推テ知ルヘシ

書府

改羅巴各國の都府ハ書府ハ書府あり曰フリヲテイキト云ハ府ハ日用の書紙圖画等より古書珍書は近一萬圓の書ヲ備り衆人亦テ隨意之を借リ讀ムト也一毎リ書府中ニテ讀ノミテ少クハ抄本ヲ作リテ知能の書府ハ書府ハ八十万卷伯德禄堡ノ書府ハ九十万卷巴斯理ノ書府ハ百五十万卷あり佛人云巴理斯書府の書を一列ニ是ル時ハ長七重もあると○

書府ハ政府ニ屬スル者あり國中一般ニ屬スル者あり和國の書ハ之を買ハ自國の書ハ國中より新ニ出版スル者あり此ハ書一紙を書府ニ納ルハ法トス

病院

病院ハ貧人の病ハ医療を惜まざる者あり政府より建ふる者あり病ヲ社中を建て建ふる者あり其子ハ此後病ヲ建ふる者ハ社中より王公貴人富商大買子説テ投金を借ヒ病院及ビ成る後も當年々定たる投金を出シ免長ク病院を折續き又病院に入る者ハ抱負の者ハ倉り費を出さずれと病産ある者ハ病子通一して医療の費を拂各國の都府稍大ある市牛ニモ病院ありさる所あり○病院の法各回大同小異也佛西病院の法を

巴理斯ハ病院大十三所あり附屬の医官各八人より十人最大ある病院

小二十人あり、女抱人、男、女、有、格、ありて、男子、は、病、男子、は、屬、婦、人、は、病、婦、は、屬、
も、病、人、を、守、り、女、抱、人、十、名、を、附、る、を、定、別、と、し、又、一、人、に、と、名、る、者、あり、是、は、老、若、
婦、人、數、は、過、り、或、は、他、故、ある、との、神、と、誓、ひ、數、年、の、男、病、者、を、世、人、と、自、ら、約、
し、其、年、期、内、は、男、女、の、更、を、絶、自、ら、守、る、事、と、本、邦、の、女、僧、の、如、く、し、て、病、院、
は、入、る、者、あり、故、は、一、人、に、一、病、者、を、女、抱、ま、さ、す、男、女、を、兼、せ、居、臥、床、は、近、く、車、病、
あり、又、刀、に、一、回、より、自、ら、好、入、て、院、に、入、る、者、あり、故、は、持、令、を、受、け、し、唯、衣、食、
の、給、ある、を、の、と、院、は、爲、る、時、日、も、定、限、あり、今日、院、に、入、ると、し、も、老、若、は、通、せ、
され、一、明、り、ある、を、傳、ふ、

十三、院、者、如、し、布、在、在、り、と、し、も、王、戚、の、近、傍、は、官、の、役、所、あり、て、官、より、吏、人、
を、ま、さ、し、惣、病、院、を、統、轄、し、故、に、都、下、の、人、民、病、院、は、以、人、數、多、る、者、は、是、は、信、頼、
し、事、り、官、の、使、し、を、受、て、後、院、に、入、り、

病、院、の、費、用、は、都、で、政、府、より、出、る、事、と、あり、一、種、は、是、を、兼、る、時、は、都、下、に、令、被、
下、し、各、々、より、貧、富、は、兼、し、出、限、せ、し、之、を、後、院、修、理、し、或、は、病、者、は、亦、亦、業、
品、衣、飯、の、便、ぬ、ひ、婢、僕、の、給、料、等、の、費、は、老、の、法、あり、て、金、を、收、む、

第一、都、下、の、富、人、病、院、は、投、金、ま、さ、る、者、あり、
第二、都、下、の、甚、居、又、甚、也、如、都、下、遊、樂、を、以、て、利、を、得、る、者、は、傳、る、所、の、
令、十、分、の、口、を、病、院、に、納、め、し、む、

第三、病、院、に、入、る、病、を、瘳、ま、さ、る、者、貧、者、は、全、く、院、の、養、食、を、受、け、れ、も、又、貧、
困、者、甚、し、く、は、に、稍、産、業、ある、も、自、ら、家、に、医、を、招、く、事、と、傳、り、て、
院、に、入、る、者、あり、は、數、の、者、は、一、日、に、二、三、リ、或、は、四、五、リ、之、口、を、出、さ、し、む、
第四、政、府、より、貸、金、を、設、け、都、下、の、人、合、子、窮、ま、る、者、は、亦、亦、物、を、貸、入、り、
金、を、借、る、は、法、下、年、を、期、限、と、し、利、之、六、分、を、收、む、而、亦、曲、し、たる、者、期、限、

子母の金を短されいそ物を出してせり賣きを登つに初貸入したる時百フラン
クに笑へたる事あり賣きて百二十フランに成るとあれは百フランに一年の利
足六フランに成り引取り二十フランに成り之を病院の費用とせし
弟は政羅巴に養育の法あり故に父母妻子あきき若死をれば其家産を
近き親戚子母を若し親戚なく家産なき所ありと犯らば政府は収火病
院の費用を借せし

右の佛蘭西病院の通法ありは外海陸軍の病院老院幼院啞院盲院
等あれども其費用は皆政府より出せし一貧者はあらずして啞子育子を
幼院に入れ諸病を治し一人と欲する者も其費用を出せし

啞院

啞院ハ啞人を教ふる學校あり啞子數百人を其先づ學ぶ例天門地理學
等を教授する事尋常學校と異なり其法初て院に入る者ハ指を
以て「ア」の記号をその手を教ふ次に他人の言を記其唇舌齒喉の運動を
見或ハ之を觸れ其運動の様を觸ひ聲音を發せし事ハ其唇舌
聲音を發せし事ハ他人の言を再し聞く能はんとすも唇
舌齒喉の動様を以て其法を解し其法を以て

盲院

盲院の法は大抵啞院と同し盲人は讀字を教ふるハ紙に凸の文字
を印し地圖等ハ針にて紙に穴を穿ち海陸の形を画し指器より
之を觸れ其字の辨れしものも器を制し算本の如きものを轉用
せば外盲人の學ぶ事業ハ音樂織物或ハ鏡子を造る儀あり多く
ハ租子にて鋪物等を用ゆる者あり婦人の子職ハ皆メリヤスを造る院にて

由希る所西ハ皆市子常て院の替人と為る其五ハ六月院子入る者若母
少子抱つれ老枝を承年六年を限とて此間學例枝葉を學得れも
貧子として活計なき者ハ尚院の子爲りて養ひ多申を許す但一年限
外院子爲る者ハ子業を勤勉さふを以て○音院も他の諸院の如く
多る者ハ學子再入を拂へとも貧き者ハ之を出さずして院子入るべし

癡院

癡院ハ癡犯せる者を以て治療せらるる院也○癡院者一患者一人毎に一處を以て病疔
種を治す間ハ室より出さず院を分りて○或ハ庭園に遊ひ花を採り或ハ秋草
一鞠を玩ひ或ハ繪を画く者可○或ハ音楽を奏する者あり○皆を意子位て遊樂せ
しむ院の討子清楚にして他の諸院と異なり○名知子中念を以て神植物を重
く守り却て人を害す事一むふを忌とせり此院ハ癡犯人を療治せらるるの事あり或は

相心子人を教へ或ハ火を以て家を燒ふる者皆此院子入れ修身布子出さ
を許す凡余諸勅の癡院子乃き一此院の犯人三人をえたり一人女を教へ
一人小を父を教へ一人婦人あり自心子之子を教せりといふ

貧院

老院と云知院といふ之を想林されハ貧院あり老知或ハ身体不具ある者若
くハ老弱ある者貧困子として活計なきと記ハ此院子入れ老人ハ終身あり
甚ハ知少の者ハ學子例枝葉を教へ年十八歳若くハ二十歳とあり活計の方を
知る子身して之を出さず或ハ中年の者といふも貧困極多と記ハ暫く院子入る
急を凌ぎ活計の方を求て再び出る者あり又貧人の子を生か之を養育せ
れハ毎由職の妨げとあり之を爲免宿病者ハ空閑の間に之を養育せ
院子並に夜ハ家子連れ歸る者あり○貧院のハ孤院と名く此院有

貧乏の父母あき者のを集めて養ふ所あり又棄兒院あり者あり貧乏人
の子を養ふ所と能くするもの或は貧乏人の子ありとて之も密通して子を養
之を公にせしむる者あり皆生子を棄兒院に棄す政羅巴にて密通は因
より教養あれども其を以て股胎する者あり其罪客をより守り且子を棄
す時其國より公にせされども子を棄するを以て之を責むる者あり院の戸外に
ありて子を棄する者戸外に子を棄すを以て之を罵りて去れは院より出て
子を棄す之を棄する者を以て院に入れは衣袴をよめ乳母を附し之を養
育し附し成長されは天子益して學問技藝を教へ法計の法を教ふる
及て之を出し棄兒院は魯西亜にて最も之を重んじ院の費用令り
政府より出て棄兒院養育の方其く重んじ蓋し魯西亜は土地廣く
人口が多しあり

魯西亜にては最も人口を重んじ二十年に死刑を除き唯謀反する者を
殺すのみならず其他役令人を殺し親を殺す者も流罪に処す
ふのみ但し罪の輕重により流罪の法一様ならず流罪を重んじは
一の深山に送り終身を磔にせしむる者あり又戸籍の法甚嚴なり外
國人は魯西亜にあり住むる所とて之を以て魯の戸籍に入ふんと欲すれば之を許
さず而して自國の人の外國の戸籍に入るを許さば「パスポート」と云ふ政府の書付ありて
四日の人平の皆之を持たざるを以て外國に出るとは「パスポート」の特別に證書
を以て之を許すを以て其期は五日後に永く外國に居るべしと云ふ魯西亜の戸籍
に入るを許さざる者一外國に去りて子を養ふ其の子は魯の戸籍に入ら
ずを以て一事は中より之を許さずあり但し其親を以て他國に去りて他國
の子を養ふと雖も母子とも魯西亜の戸籍に屬する法とて又四日他國に

何れと記し他國に留るべき年限中の取扱地役を預火一何れ政府人納金法に
 貧民に政府より建てる者あり又平民に社中を結て建てる者あり都府中貧
 民大十所あり最も大なる民に四五百人を建てる一四十所の内政府に属し
 る者僅に四五人のに政府より建てる貧民の費用は府中の戸毎に定法に依り
 子貧民後と唱へ令をせしむは令を以て貧民に借を給し社中を結して貧民
 を建ふるに病民を建ふる法と同じ一二人富人も得て一貧民を建ると欲せしむる
 を述べて新聞紙に記して固く布告し世人に社中を加えん事を祈り其間には
 新聞紙を讀む者仁ある者社中に入ると毎年若干の金をせしむると約し若し
 は令して初火民を建てる事ふしは此に五分貴人も富高大買ふ民に投金を法
 び民に成るは長官を立て之を惣督を以て毎年其費用は社中より出
 又民に養ふ者も亦此の由也 婦人の民に養ふメリヤスを作り
 買ふに銀子を造る民を以て物と他多きを をあさし火

再利を以て民の八割とを又貧民社中毎歳一萬大に金食を例ありは金食の數目
 前新聞紙を以て其日某所子貧民社中の大金あるより何人も其も其り其り
 金食を以て一と有るを其人は其軍兵を以て志ある者其金食は其り其り其
 食し各々其子民の多分の金を投して物ふは令も市一軍の費用とを各右
 の法に令く病民と同じ一〇荷を以ては其門を以ては其門を以ては貧民を區別
 一倒ハ「アロテタ」正家の者ハ「アロテタ」正の貧民に入此「カトリ」正家の者ハ「カト
 リ」正の貧民に入其民の費用も四中一般より出し又貧民正字消も其同
 相の報を以て投金を以て其者あり都て貧民の事ハ其民を以て其者あり其種
 老民ハ其身体健康あれハ其民以下其者を入れ

痴民院

痴民院ハ其民の天曹知慧なき者を教ふる事あり讀書算術等を教ふる

も尋志の字様と同一に於て書ハ皆大文字の書みて語を寫すは終り申して解さ
しむ聲ハ大と云語を教りあるハ大の字を画し四つと云語を教りハ物を男ハ
模様を画し餘の傍ハ字を附し教りも之を讀て漸く解さしむ遊子語言
子守り并し辨を教りも初ハ秋を以て市を種々の器あれども一を奉りハ教師
ハ九枚個を持ち二個を出し留病足ハ市ハ九ハ枚個あるやと問ハ答曰二個
又二個を加ハ幾個あるやと問ハ答曰四個又問ハ此四個ハ三個を加て幾個となら
之個を以て一個を引けハ幾個となるやハ此教を二つに分てハ幾個あるや等一問
一答此ハ子守りして遊子ハ物の教を知り并し筆をもあしり子ハ口を讀む筆
辨の外本邦の智慧の輪知慧の板の数を更て工夫を習得するを教りハ智慧の
板の丸筒易ある者ハ廣き板ハ方圓屈曲の字を字方ハ此字ハ屈曲の字ハ小
板を以て之を字ハ抑ハ方圓屈曲を令つ工夫をなさしむハ外女子ハ歌年

を教ハ男子ハ櫛子奉り櫛子ハ登り或ハ掃練の字ハをなさしハ身作を杜
絶し○は字ハ板ある圓ハ唯佛堂西若蘭字ハ偏生の之事ハ他圓ハ丸ハ之
を遠きと云

博物録

博物録ハ世界中の博物古物を集めて人子市一尺布を博せる為め改つたあり
二子ラロカル、三子エトと云るハ礦品を集る鑛あり凡世界中金石の種數ハ之を
集め各々名を記して人子市を「リ」ロカル、三子エトと云るハ初物を在る石より
石ハ金銀魚虫の種數を集り、魚類ハ皮をとり皮中ハ物を博して魚類ハ火
傷チ鳥虫魚ハ毒を引ひて生じて一固免皆生物を足らざり一魚虫類ハ火
酒子浸せざる者あり○初物園延物園ハ生あるハ會款急中を患へり獅
象犀虎駝鳥鶴鷹大蛇蝦蟇雨の生凡諸會亭款皆此園内あり
さる者あり之を皆ふしハ名々生性子浸して食物をよへる温湿燥の物をあま
酒類も玻璃器子入る時新鮮清水をよへて生ある竹へり延物園子も全
世界の樹本草花水子の種數を延へて暖國の草木を皆ふしハ大なる玻璃

室を造り酒子熟管を極一管酒子蒸すを造りて温を留る故子此玻璃室を
内ハ炭をもちた子ハ十度以上の温氣ありて印度地方の草木も能く繁殖
此政羅巴諸邦の都府ハ皆此博物録會款草木園款所を設けり或ハ礦品
延物初物園を一箇子集めたる所あり

○右の如クメデカル、三子エトと唱る者あり此ハ皆ハ醫術ハ偏する情物録は
人体を解剖し或ハ胎子をとり或ハ疾病ありて死者若ハ疾病の部切取り火
酒子浸し又ハ干し固めて竹をきり経験を送して後日の為子此火階物録
ハ多くハ病院内子あり

製造局

政羅巴も亦性者ハ物を製造する子造人力を拜らむと布邦及支那亦ハ天
ある事あり一七七八年ハ蒸氣力の發明ありより工業之を製造局子

用て人工子代ハ汽機を製し一石を鋸削し毛拂を紡績し機を織り紙を
製し書を印し砂糖を製し麦粉を造る等蒸氣力を藉る途ハ蒸氣力機
の制量を開けたるは故に夜院ありて日帯衣被を洗濯し又ハ厨中の料
理を正るに蒸氣力機を用むるは多し○蒸氣力を用むるは石炭を焼く
故に製造場より必きるべき煙突ありて遠方より煙みえり一故に改羅巴の右
都府を遠方より望む煙突の多寡を以て該地土地の盛衰を知る一
製造場の多きは就高を世界第一とす○製造場は水車水車を用むるあり
其便利ハ蒸氣力に及されしり夫費少く亦用へるもの之を新築ハ地勢平但し
て水患あり故に是ハ風車を用て水を抽泄し又麦粉を臼り木を流る等の製
造場はも用む

蒸氣車

蒸氣車ハ二十四五年前の発明して蒸氣力を藉て走行する車あり此車ハ重
大の鉄輪にて且重なる車と雖も其速は疾速あり故に其道の速を以て必き之
り為る道は平坦なり且車輪は大小の鉄輪の間に二條を横切て是
ハ鉄線上を走行し之を汽道と云汽輪を以て汽道を走る車は重大なりとい
とも其旋折甚く容易あり此車を蒸氣力にて引く故に其速急なる蒸
氣力に比し其速も日本使節に傳信するに巴理より其途程日本使節
七万五千里あり其道を四日半の二十時間走りしは蒸氣車ハ其速は
若し其速は英より最も速なり其車ハ二二二一止間一里を以て其速は
汽道より改羅巴各四日半は汽道ありて旅人を送り其速は輪一千里の
速を以て其速は其速は汽道より良舟と云へり○其の如く汽道ハ便利の由
りて殊に戦争の時ハ其速を以て其速は其速は其速は其速は其速は其速は

亦非是の費あり一例をたし挙ぐ

マルセイユより巴黎迄の過程英里法百廿拾里此間の決路を造るに地取の檢易は中々失費甚しむも地取最險にして山を穿ち川谷に決路を築き給ふの爲に決路一法を造るに失費六十三万フエリク地取平場ありてハ失費七万八千フエリ平均して九万フエリより九万五千フエリ車の價ハ取を造るに比してハ馬より少く英國ロントニ橋の決路今不々ある車の數及を便をたし挙ぐ

一等の車	千百輛	價一輛計	二百ポント
二等の車	三千輛	日	二百ポント
荷車	二千輛	日	百三十ポント
機関車	二百輛	日	二千五百ポント

機関車とハ昂ち甚き車機関の仕掛ある車まで衆車を引くものあり機関車一輛を以て他車二十輛より多きは四十輛を引くべし

○此等車は當る買取の如くマルセイユより巴黎まで一人計

上等の車	九十フエリ
中等の車	七十五フエリ
下等の車	六十フエリ

荷物を送るに六百キロ一キロハ二百六十日計は送きて十五フエリ

鐵道ハ其國政府より造る者もあせども多くハ高社まで造て歳入の多きを以て定りたる税を政府に納む又佛共東西各處までハ高社を造るに欠且決路を造る土地の地稅をも免るに勝り子利をかせいで百年を限りとして百年の後ハ決道及車をも免る政府の所有とせば約束を免

不^レのあり荷^レ茶^レはあふ^レホルラントセ^レス^レポ^レール^レ工^レと^レソ^レの^レ鉄^レ道^レハ^レ八^レ十^レ年^レの^レ後
政府^レノ^レ屬^レと^レ不^レ約^レ条^レあり^レと^レソ^レ

傳信機

傳信機ハ「エレクトル」の^レ力^レを^レ用^レて^レ遠^レ方^レに^レ通^レ報^レせ^レる^レの^レ名^レ如^レキ「エレクトル」機
器^レを^レ設^レけ^レ其^レ間^レに^レ銅^レ線^レ或^レハ^レ鉄^レ線^レを^レ張^レり^レ其^レ機^レ器^レは^レ傳^レ信^レ機^レを^レ託^レせ^レハ^レ其^レ力^レを^レ
を^レ通^レす^レ彼^レ機^レ器^レは^レ通^レ一「イロハ」の^レ記^レ号^レを^レあ^レ言^レ語^レを^レ通^レす^レ一^レ其^レ神^レ速^レも^レ
あ^レと^レ十^レ万^レ里^レと^レソ^レも^レ一^レ瞬^レに^レ達^レス^レ改^レ羅^レ巴^レま^レて^レハ^レ其^レ意^レを^レ船^レ車^レを^レ以^レて^レ其^レ神^レの^レ便^レ利
あ^レれ^レも^レ急^レ要^レ車^レハ^レ傳^レ信^レ機^レを^レ通^レ報^レせ^レ傳^レ信^レ機^レの^レ最^レも^レ遠^レ方^レに^レ達^レせ^レる^レ者^レ
改^レ羅^レ巴^レより^レ印^レ度^レに^レ通^レす^レ者^レと^レ魯^レ西^レ亞^レを^レ以^レて^レ任^レ便^レト^レ言^レフ^レ「コレ^レベ^レリ」ハ^レ通^レす^レ
と^レの^レ之^レ魯^レ西^レ亞^レ全^レ國^レ内^レに^レ設^レけ^レ傳^レ信^レ機^レの^レ長^レキ^レを^レ越^レす^レ一^レ万^レ五^レ千^レ里^レ間^レ
七^レ十^レ里^レの^レ線^レを^レ通^レす^レ者^レ之^レ日^レ十^レ間^レ毎^レに^レ柱^レを^レ樹^レル^レ地^レを^レ去^レる^レ七^レ八^レ人^レの^レ不^レキ^レ線^レを^レ抑^レ
七^レ十^レ里^レ

水^レは^レ池^レを^レ有^レる^レ者^レハ^レ線^レの^レ巾^レ面^レを^レ覆^レて^レ水^レを^レ防^レぐ^レる^レハ^レ此^レ板^レ子^レ水^レは^レ池^レの^レ後^レハ^レ便^レ矣
一傳信機の便の如

陸上の線

水陸の線

石炭瓦斯

石炭を燒き瓦斯を集め火を点して油子代^レ者^レ之^レ三^レ十^レ七^レ八^レ年^レに^レ改^レ羅^レ巴^レま^レて
之^レを^レ用^レて^レ其^レの^レ名^レ如^レキ^レ一^レ各^レ國^レの^レ都^レ府^レに^レ瓦斯^レを^レ設^レけ^レ不^レを^レ達^レて^レ多^レく^レ石^レ炭^レを^レ燒
く^レ瓦斯^レを^レ集^レり^レ街^レ道^レ地^レ下^レに^レ大^レな^レる^レ鉄^レ管^レを^レ埋^レて^レ其^レ瓦斯^レを^レ通^レす^レ又^レハ^レ鉄
管^レより^レ小^レ管^レを^レ枝^レ別^レして^レ市^レ中^レの^レ戸^レ毎^レに^レ引^レき^レ火^レを^レ点^レして^レ燈^レと^レあ^レる^レ又^レ街
道^レ及^レ橋^レ上^レの^レ高^レキ^レに^レ瓦斯^レ燈^レを^レ設^レけ^レて^レ任^レ便^レを^レ賜^レ一^レ先^レの^レ如^レキ^レ方^レ今^レ改^レ羅
巴^レ各^レ都^レ府^レに^レ瓦斯^レを^レ設^レけ^レる^レハ^レ夜^レ間^レ燈^レを^レ點^レて^レ道^レを^レ任^レ便^レと^レあ^レる^レ一^レ近^レの^レ

尾新

尾新の用法は、岡の合相を烹灸するも尾新火を丹の節節府中
子尾新句十四所ありは十四句まで石炭を費せると毎歳 中トありと云

